

第9章 主要投資インセンティブ

1. 適格投資プロジェクト(QIP)

(1) 概要

外国直接投資案件の審査を担当するのは、カンボジア開発評議会（CDC）である。外国直接投資案件が適格投資プロジェクト（Qualified Investment Project）として認定された場合、投資優遇措置の対象となり、カンボジア開発評議会への登録が義務付けられる。

なお、ある投資活動において二つ以上の投資プロジェクトが含まれる場合には、それぞれのプロジェクトについて適格投資プロジェクトの申請を行うことが必要である。

図表 9-1 適格投資プロジェクトの申請窓口

窓口	要件、内容
カンボジア開発評議会のカンボジア投資委員会(CDC/CIB)	200万ドル超の案件。但し、5千万ドル以上の案件、鉱物資源・自然資源探索と開発等の案件はCDCが窓口となって閣僚評議会（COM）に上程する
州・特別市投資委員会（Sub-Committee on Investment of the Provinces Municipalities : PMIS）	200万ドル以下の案件
経済特別区管理事務所（SEZ Administration）	経済特区内立地案件

(2) 投資優遇措置の内容

適格投資プロジェクトの認定を受けた場合、①及び②の投資優遇措置を受けることが可能になる。

①a) 法人税の免除又は b) 特別償却の適用のいずれかを選択することができる。

a) 免税措置の適用期間は、「始動期間+3年間+優先期間（合計最長 9 年間）」（注）からなる。

b) 特別償却制度は、製造・加工工程において使用される新品又は中古固定資産価格の 40%の特別償却が可能となる。

（注）始動期間（Trigger Period）：最初に利益を計上する年又は最初に売上を計上してから 3 年のどちらか短い期間。優先期間（Priority Period）：プロジェクト内容に基づき予算法によって定められる

②政令に規定される 1,500 以上の物資を除き、特定の物資に係る輸出税及び輸入税 100%の免除

なお、全ての適格投資プロジェクトに共通する免税輸入の対象物資は以下のとおりである。国内志向型プロジェクトは、輸出を目的としないプロジェクトであり、生産設備、生産投入材及び建設資材が免税輸入の対象となる。輸出志向型プロジェクトは、国外に製品を輸出するプロジェクトであり、生産設備、建設資材、原材料、中間材及び副資材が免税

輸入の対象となる。最後に、裾野産業プロジェクトは、製品の全部を輸出産業へ供給するプロジェクトであり、生産設備、建設資材、原材料、中間材及び生産投入用副資材が免税輸入の対象となる。

図表 9-2 免税輸入可能な物資

適格投資プロジェクトの種類	免税輸入可能な物資
国内志向型プロジェクト	生産設備、生産投入材、建設資材
輸出志向型プロジェクト	生産設備、建設資材、原材料、中間材、副資材
裾野産業プロジェクト	生産設備、建設資材、原材料、中間材、生産投入用副資材

(出所) Council for the Development of Cambodia

なお、適格投資プロジェクトが法人税の免税を認定されるには、年度ごとに「義務履行証明書(Certificate of Obligation Satisfaction)」を取得しなければならない。また、法人税の免税期間後においては、法定の税率（2013年1月時点で20%）により法人税を支払わなければならない。

また、カンボジア開発評議会又は州・特別市投資小委員会(PMIS)の認可を受けた場合には、適格投資プロジェクトの権利・特典を、適格投資プロジェクトを取得又は吸収した者に移転ないしは譲渡できる。

(3) 投資優遇措置付与に必要な条件

投資優遇措置付与のために必要な条件は、「改正投資法施行に関する政令 No.111」において様々定められている。このうち、投資優遇措置の付与に最低投資額を定めている投資分野及び投資優遇措置を受けることができない投資分野は図表 9-3 及び図表 9-4 の通りである。

図表 9-3 投資優遇措置の付与に最低投資額が定められている投資分野

投資分野	最低投資額
輸出産業に全製品を供給する裾野産業	10万USドル
動物の餌の製造	20万USドル
皮革製品及び関連製品の製造 金属製品製造 電気・電子器具の製造 事務用品の製造 玩具・スポーツ用品の製造 自動二輪車及びその部品・アクセサリーの製造 陶磁器の製造	30万USドル
食品・飲料の生産 繊維産業のための製品製造 衣類縫製、繊維、履物、帽の製造 木を使用しない家具・備品の製造 紙及び紙製品の製造 ゴム製品及びプラスチック製品の製造 上水道の供給 伝統薬の製造 輸出向け水産物の冷凍及び加工 輸出向け穀類、作物の加工	50万USドル
化学品、セメント、農業用肥料、石油化学製品の製造 現代薬の製造	100万USドル
近代的なマーケットや貿易センターの建設	200万USドル

(出所) Council for the Development of Cambodia

図表 9-4 投資優遇措置を受けることができない投資分野

優遇措置の対象とならない投資分野
・全ての商業活動、輸入、輸出、卸、小売、免税店
・水路、道路、空路による運輸サービス（鉄道分野を除く）
・レストラン、カラオケ、バー、ナイトクラブ、マッサージ店、フィットネスセンター
・観光サービス
・カジノ、賭博ビジネス
・銀行、金融機関、保険会社等の通貨・金融サービス
・ラジオ、テレビ、新聞、雑誌等を含む、報道・放送ビジネス
・専門的サービス
・合法的な国内供給源である自然林の木を材料として使用する木材製品の製造・加工
・50ha以上のホテル、テーマパーク、スポーツ施設、動物園等を含む複合娯楽施設
・3星級以下のホテル
・不動産開発、倉庫業

(出所) Council for the Development of Cambodia

2. 2003年改正投資法による投資保証

カンボジアと日本との間では2007年に日・カンボジア投資協定が締結されているが、それより以前の2003年に成立した改正投資法によって、以下の事項につき外国投資家に対する投資保証が定められている。

- ① 外国投資家は外国投資家であるとの理由のみによって不利益な取扱いを受けない（但し、土地の所有については例外）。
- ② カンボジア政府は投資家の私有資産に不利益な影響を与える可能性のある国有化を行わない。
- ③ 投資家に銀行を通じての外貨購入と以下の目的での外貨の海外送金を許可する。
- ④ 輸入品代金、国際的な借入に対する元金・利息の支払い
- ⑤ ロイヤルティと管理費用の支払い
- ⑥ 利益の送金
- ⑦ 投資資本の本国送金

3. 経済特別区 (SEZ)

(1) 概要

経済特別区 (SEZ) の根拠法は、2005年12月29日付け「Sub-Decree No.148 on the Establishment and Management of the Special Economic Zone」で、所管はカンボジア経済特別区委員会 (Cambodian Special Economic Zone Board : CSEZB) である。2012年1月現在、カンボジア経済特別区委員会による認可数は22カ所、政令による最終認可数は14カ所である。(個別のSEZ詳細は、第23章3節「経済特別区の整備状況」参照)

(2) 経済特別区の基本概念と条件

経済特別区政令が定める、経済特別区の基本概念と条件は以下の通りである。

- ① 経済特別区とは、全ての産業とそれに関連する活動を集積するための、一般工業区および、または輸出加工区 (Export Promotion Zone : EPZ) を有する経済開発のための特別な地域である。各経済特別区は自由商業地域 (Free Trade Area)、サービス地域 (Service Area)、住居地域 (Residential Area)、観光地域 (Tourist Area) を含む生産地域 (Production Area) を有する。
- ② 明示的な位置と地理的な境界を有する50ヘクタール以上の土地を有すること。
- ③ 輸出加工区、自由商業地域および経済特別区内の各工場をフェンスで囲うこと。
- ④ 管理事務所、経済特別区管理事務所および必要な全てのインフラが供給されること。
- ⑤ 下水施設、排水処理施設、固形廃棄物の貯蔵・管理場、環境保護施設、その他必要と考えられる関連インフラが備わっていること。

(3) 経済特別区の運営組織

カンボジア開発評議会の管轄下にある「カンボジア経済特別区委員会」は、経済特別区の開発・運営・管理を担当する「ワンストップ・サービス」機関であり、「経済特別区管理事務所（The SEZ Administration）」は各経済特別区内に常駐させるためにカンボジア経済特別区委員会によって設置されている。

カンボジア開発評議会に置かれる「経済特別区トラブル解決委員会（Special Economic Zones Trouble Shooting Committee : SEZ TSC）」は経済特別区で発生する技術的・法的な全ての問題や、複数の省庁にまたがり、かつカンボジア経済特別区委員会と経済特別区管理事務所の権限を越える全ての事項につき、早急な解決を図る責務を負っている。また、経済特別区トラブル解決委員会は特別区開発業者または特別区内に立地する投資企業からの苦情を受け付け、解決策を見いだす責務も負っている。

(4) 経済特別区における投資プロジェクトの登録手続き

特別区内において、法と政令により認可された生産またはサービス業務を開始する者は、定められた手続きに則って必要書類を取り揃え、投資計画登録のために、業務時間内に経済特別区内の経済特別区管理事務所に提出しなければならない。経済特別区管理事務所は、法的・行政的・技術的側面に基づき投資計画を登録するかどうかを決定する。

この過程においては、改正投資法および改正投資法施行のための政令に定められた手続きを遵守しなければならない。特別区への投資家に対する優遇措置は、特別区内の経済特別区管理事務所が「ワンストップ・メカニズム」を通じて、関連する法令に基づき決定する。

(5) 優遇措置

経済特別区政令は、カンボジア経済特別区委員会が、全ての経済特別区において優遇措置を検討して供与するものとし、また全ての優遇措置は最終投資登録証明書に明記される旨を定めている。改正投資法第14条が定めるように、指定された特別奨励区または輸出加工区に立地する適格投資プロジェクトは、改正投資法に規定される、他の適格投資プロジェクトに対するのと同様の優遇措置および特典を付与される。特別区内の投資家に付与される優遇措置は、以下の通りである。

- ① 他の適格投資プロジェクトと同様の関税その他の税に関する優遇措置の対象となる。
- ② 製品が国内市場に供給されない限り、0%の付加価値税優遇措置の取得が可能である。輸入時において免税された付加価値税の額は記録される。もし、製品を国内に出荷した場合には、記録に従い、その量に応じた付加価値税を支払うことを要する。
- ③ 特別区内の投資家または外国人従業員は、特別区における全ての投資収益や特別

区内で受領する給与を国外の銀行へ送金する権利を有する。

- ④ 外国人としての非差別的取り扱い、非国有化、自由価格の保証が与えられる。

(6) 輸出加工区に関する特別規則

輸出加工区では、以下の特別規則が適用される（経済特別区政令第5章）。

- ① カンボジア経済特別区委員会が定める特別の出入り口を設けること。
- ② 輸出加工区への貨物の輸入・輸出は、カンボジアとの輸出入とみなされ、貨物の所有者は輸出入に先立ち区域内の所管部門と定められた手続きを行わなければならない。
- ③ 輸出入の前に、貨物は税関職員により適性に封印されなければならない。